

令和5年度「健康サポート薬局」研修会開催要項

平成28年に厚生労働省基準適合「健康サポート薬局」が施行され、同薬局の届出が平成28年10月1日から開始された。健康サポート薬局は、平成27年6月に厚生労働省に設置された「健康情報拠点 薬局（仮称）のあり方に関する検討会」を踏まえ、「かかりつけ薬局・薬剤師の基本的な機能に加えて、地域住民による主体的な健康の保持増進を 積極的に支援する機能を備えた薬局」を「健康サポート薬局」として薬機法上に位置づけている。薬局は、告示に定める基準を満たし、都道府県知事等に届け出ることによって健康サポート薬局の表示ができる、健康サポート薬局である旨は、薬局機能情報提供制度により公表されている。健康サポート薬局には、要指導医薬品等及び健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言、健康の維持増進に関する相談並びに適切な専門職種又は関係機関への紹介等に関する研修を修了し、一定の実務経験を有する薬剤師が常駐することが定められている。

本会では、「健康サポート薬局に係る研修実施要綱」により、研修実施機関（日本薬剤師会と日本薬剤師研修センターが合同届出）の協力者として下記のとおり健康サポート薬局研修会を開催する。

●本研修会は、健康サポート薬局研修修了証の更新手続きに必要な研修会と併催とする。

健康サポート研修修了証の有効期限の2年前以降に、薬局が所在する都道府県の薬剤師会が開催する「研修会A」を受講する必要がある。（研修会B及びe-ラーニングの再受講は更新要件ではないが、能力の維持・向上、知識の更新・確認のため、再受講することが望ましい）

※研修会Aについては更新対象者を優先とする。

●研修会A参加者

勤務薬局において連携が想定される地域の医療・保険・健康・介護・福祉等の連絡先などを調べ、当日研修会内のグループ討議の際に情報提供を出来るように準備する。なお、この事前調査に関する提出および書式はない。

●研修会B参加者

日本薬剤師会が提供する「健康サポート薬局研修 e-ラーニング」のコンテンツ（2020改訂版）のうち、要指導医薬品等概説の研修項目、特に、「臨床判断の考え方と疾患の推測（総論）」（60分程度）「要指導医薬品・一般用医薬品販売における基本姿勢」「セルフメディケーション支援のための薬局での対応・一般用医薬品等の選択」（いずれも120分程度）を受講しておく。また、実際のOTC医薬品の添付文書について、どのような記載内容があるか確認しておく（1~2例で可）。

自薬局で取り扱いのあるOTC医薬品のうち、鼻水の症状に適応のある品目のリストを作成し、研修会当日持参する。

1. 主催 一般社団法人長野県薬剤師会

2. 共催 公益社団法人日本薬剤師会

3. 後援 長野県（予定）

4. 受講要件

【新規受講の方】 →別添「健康サポート薬局研修受講ガイド」を確認。

①令和5年度中に薬局においての薬剤師としての実務経験が5年以上となる。

②所属する薬局が令和5年度中に「健康サポート薬局」の届出を行う。（または既に届出を行っている）

【更新受講の方】 →別添「「健康サポート薬局研修」修了者の皆様へ～研修修了証の更新手続きについて～」を確認。

①令和7年(2025年)5月13日までに研修修了証の有効期限を迎える方

5. 日時・開催場所

健康サポート薬局研修会A「健康サポートのための多職種連携研修」

- ・日時 令和5年5月14日（日）13:00～17:30（予定） ※受付 12:30～
- ・場所 松本市内（調整中）

健康サポート薬局研修会B「健康サポートのための薬剤師の対応研修」

- ・日時 令和5年6月4日（日）13:00～17:30（予定） ※受付 12:30～

- ・場所 長野県薬剤師会医薬品総合研究センター

〒390-0802 松本市旭2-10-15 (TEL:0263-34-5511)

6. 受講料 健康サポート薬局研修会A 6,000円（ただし、本会会員は2,500円）

健康サポート薬局研修会B 6,000円（ただし、本会会員は2,500円）

※研修会 A・B 受講確定後、長野県薬剤師会から請求書を送付する。

7. 定員 研修会A:100名 研修会B:70名

*原則、申込順での受付とする。

*研修会 A は更新対象者を優先することとする。

*研修修了証の発行には薬剤師として薬局での5年の実務経験が必要であることから、既に薬局での5年の実務経験、健康サポート薬局としての体制整備進捗状況等を考慮し調整する場合がある。

*受講決定の連絡は、申込者あてメールで行う。

8. 申込方法 専用申込みフォームから申込み。（本会ホームページに掲載）

※研修会 A・研修会 B それぞれ申込み手続きが必要となる。

9. 申込期間 研修会 A【更新対象者】令和5年3月6日(月) 9時～3月15日(水) 17時まで

【新規受講者】令和5年3月20日(月) 9時～3月29日(水) 17時まで

※先着順・定員になり次第締切

研修会 B 令和5年4月3日(火) 9時～4月13日(木) 17時まで

※先着順・定員になり次第締切

10. 受講証明書の交付

各回研修会(研修会 A・B)終了後、所定のレポート提出後に受講証明書を交付する。

研修中、長時間にわたって離席された方、研修終了前に退席された方には交付しない。

11. その他

- ・ 詳細については、受講者に別途案内する。
- ・ 申込者の都合により研修会当日受講をキャンセルされた場合でも、受講料の返金はしない。
- ・ 本研修会は日本薬剤師研修センター研修認定単位の対象外。

12. お問い合わせ

長野県薬剤師会事務局 担当：保険医療課 桐山・藤澤

〒390-0802 松本市旭 2-10-15

TEL 0263-34-5511／FAX 0263-34-0075／e-mail hoken3@naganokenyaku.or.jp

【研修修了証について】（平成28年4月26日 日薬業発第51号「健康サポート薬局に係る研修について（その3）」より）

健康サポート薬局の届出では、「有効な健康サポート薬局に係る研修の研修修了証」が届出添付書類とされている。

以下のアイに該当する方が、「健康サポート薬局研修会 A・B」「知識習得型研修(e-ラーニング)」の受講終了後、別途申請(全ての受講証明書(3通)及び必要書類を提出)を行うと「研修修了証」が発行される。(提出先:日本薬剤師研修センター)

ア すべての技能習得型研修及び知識習得型研修を修了した者

イ 薬局において、薬剤師として5年以上の実務経験がある者

※修了証発行には別途費用がかかる。具体的な申請方法や金額については日本薬剤師研修センターホームページ参照。

※研修修了証は、5年以上の実務経験があることを確認した上で発行となり、5年未満の実務経験で研修を受講した方は、実務経験が5年以上となってからの申請となる。

※厚生労働省が示す要綱に則り、研修修了証は、発行から6年間を有効期限とし、有効期限の2年前から有効期限の間に研修を再履修・修了した場合には、研修修了証の有効期限を6年間延長するものとする。なお、要綱に「一度研修修了証（無効である研修修了証を除く。）を受けた健康サポート薬剤師に対しては、「地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応」のみの受講で修了証を再発行しても差し支えない」とあり、「A」の研修会がそれに該当する。